

アメリカ合衆国のゼロ・トレランスをめぐる近年の展開 と民主主義

—「校則に合わせる教育」と市民性効果に関する批判的考察—

船木 正文*

Recent Developments of Zero Tolerance in U.S. and Democracy
: Critical Study on "Teaching to the Rules" and Citizenship Effect

Masafumi FUNAKI

はじめに

筆者はこれまでアメリカ合衆国における厳罰主義のゼロ・トレランスによってもたらされる否定的な影響を検証した調査結果や批判的研究、さらにはゼロ・トレランスに代わる修復的司法の実践等の取り組みとその動向について注目し考察してきた。¹⁾ 本稿はその続稿として、第1章で近年のゼロ・トレランスとそれがもたらす「学校から刑務所へのパイプライン」²⁾ 現象を示すデータを補いつつ、批判的言説とゼロ・トレランスの代替策や議論の展開について取り上げ、第2章でゼロ・トレランスが体现する校則至上主義とも言うべき「校則に合わせる教育」が学校教育の民主主義と生徒の市民性の発達、さらには将来の市民としての社会参加のありように及ぼす問題をテーマに考察する。

第1章 ゼロ・トレランスをめぐる近年の展開

第1節 ゼロ・トレランスの実態と批判的言説

ゼロ・トレランスと一体的な人的・物的安全施策の近年の状況については、クリストファー・マレットは近著『学校から刑務所へのパイプライン—総合的評価』(2015年)で、連邦教育局の2014年度統計等に依りつつ、学校安全職員 (school safety officers、通常は警察官)、監視カメラの配置はとくに都市部の中心地域の学校で顕著に増加していること、今日の学校安全施策は多数の生徒に否定的な影響を及ぼしていること、学校安全職員については全体で42パーセントの学校で配置されていること、2009年度に全米で校地内で96,000人の生徒が逮捕され242,000人の生徒が学校当局によって少年裁判に

照会されていること、を紹介している。そして、こうした学校は刑務所に似た施設と化すことで生徒の学習環境を損ない、とりわけ財源が乏しい貧困地域では学校安全職員の配置と安全施策によって学校環境が悪化する可能性がある」と批判している。³⁾ また、教育統計ナショナルセンターの全米公立学校調査によれば、2013年度監視カメラは小学校で67.2パーセント、中学校で83.7パーセント、高校で89.2パーセントで設置され、金属探知機の常設・無作為(random)金属探知機はそれぞれ小学校で1.01パーセント・1.41パーセント、中学校で2.4パーセント・7.6パーセント、高校で4.3パーセント・8.7パーセントで設置されており、麻薬捜索犬は小学校で5.5パーセント、中学校で44.2パーセント、高校で57パーセントが無作為に利用されている。⁴⁾ 一方、ゼロ・トレランスによる懲戒処分状況については、連邦教育省公民権局によれば2011年度全米で停学処分を一回受けた生徒が190万人以上、二回以上受けた生徒が155万人以上であり、退学処分を受けた生徒は13万人である。そして、アフリカ系生徒が白人生徒の3倍の比率で停学・退学処分を科されている人種的不均衡・差別の実態が明らかにされている。⁵⁾

さて、ゼロ・トレランス研究の先駆者であるラッセル・スキバラによれば、約20年間政策立案者の多くは生徒の問題行動等に対して停学・退学処分に依存する断固たる方針で臨んできたが、ゼロ・トレランスは教育的に効果がなくとりわけ歴史的に不利益を受けてきた境遇にある生徒が社会的にも学習面でも否定的な影響を被るリスクを大きくしていることは多くの研究で明らかにされてきた。⁶⁾ また、現代アメリカ社会における監視化と厳罰化が青少年や学校教育に及ぼす問題を厳しく批評しているヘンリー・A. ジルーも次のように指摘する。⁷⁾ ゼロ・トレランスはクリントン政権下の1994年の連邦ガン・フリー学校法を契機に各州で実施されていくが、その後ブッシュ政権になり学校安全を目的に生徒たちは学校当局と政治家によって擁護される特定の攻撃的な政策の影響下に置かれていく。すなわち、第1に生徒たちは主に彼らを処罰し抑圧し排除するために用いられるゼロ・トレランスにますます支配されていること、第2に生徒たちは学校安全職員が厳しい懲戒施策を駆使することによってそれまで教員が教室内外で行っていた規範教育に代えて今や「理由のない罪の意識」(crime complex)を被る可能性があること、第3に学校では教育と少年非行の間の空間が壊され創造的な営みである学習の代わりに刑事取り締まり的な教育を取り入れ対話の可能性を育む学校文化が恐怖と社会的統制の文化に置き換えられていること、である。その結果、都市部における学校の有色人種の生徒の多数は厳罰的なゼロ・トレランスのために学校から排除されるだけでなく少年院の暗い部屋と大人として裁かれる裁判と刑務所に送られている。ジルーは次のようにも描写している。「学校は容赦のない社会(a punishing society)の手本となり、そこでは服装規程違反や教室での軽微な秩序違反行為をした生徒が手錠をかけられ警察の調書をとられ収監されている。----今やこれまで以上に、多くの学校が若いアフリカ系の男子生徒をただ犯罪者施設に放り込むかあるいは刑事司法制度の下で刑務所に収監している」⁸⁾、「学校はますます刑務所文化を受け入れ刑事司法機関の延長部分

として攻撃的に変わりつつある」。⁹⁾

こうした状況に対し、スキバラは生徒を処罰し学校から排除するゼロ・トレランスは生徒のために良好な学習環境を創造できるという考え方は幻想的であることが証明されており、その一方で建設的な学校環境の創造に総合的にアプローチする施策として関係性の構築、社会的情緒的学習、学校の構造改革を重視する戦略が現れてきていると指摘している。¹⁰⁾ すなわち、教育指導者や教育専門職団体は生徒懲戒における代替モデルにシフトさせ、学区、州、連邦の政策立案者たちは多数の生徒の学ぶ機会を奪うことなく有意義で良好な教育環境を創造するより建設的な代替策に力を入れてきている。タリア・ゴンザレスは論文「生徒の在学の継続—修復的司法・厳罰的懲戒・学校から刑務所へのパイプライン」(2012年公刊)で、学校で実践されている修復的司法に注目し、その実践は世界的には新しい取り組みとはけっして言えないが、アメリカ合衆国で学校を基盤にした修復的司法は処罰的懲戒のゼロ・トレランスがもたらす甚大な否定的影響を回避する取り組みとして比較的最近始まった実践であるとしつつこの5年間に急成長の広まりをみせていると述べている。¹¹⁾

こうして、ゼロ・トレランスへの代替策としての修復的司法の実践の取り組みが暴力事件の減少や停学・退学処分・逮捕の減少等の効果を挙げていることを背景に、2014年1月オバマ政権は約20年間実施されてきたゼロ・トレランスを批判的に総括し事後的な処罰ではなく支援的で事前予防的な生徒懲戒の方針に再設計する見直し政策を打ち出した。その中で修復的司法の実践が高く評価され奨励されている。¹²⁾

第2節 教育専門職団体のゼロ・トレランス総括と代替策

全米で幼児教育から高等教育の160万人の教職員で構成されるアメリカ教員組合(American Federation of Teachers、AFT)はゼロ・トレランスを定める連邦ガン・フリー学校法の制定に積極的に取り組んだ経緯があるが、同組合のランディ・ウェインガーテン委員長は、論稿「これまでの処罰から支援へ」の中でゼロ・トレランスに対するこれまでの立場を自己批判的に総括している。¹³⁾

「いわゆるゼロ・トレランスの再検証を多くの人たちが求めている。ゼロ・トレランスは、私を含め懲戒手続きを標準化し不品行に振る舞う生徒たちの妨害から守ることを期待していた人々によって進められた。すなわち、ゼロ・トレランスは警察活動における割れ窓理論と類似している。私たちは間違っていた。これまでのデータでは、ゼロ・トレランスは学校を安全にすることに失敗し、ゼロ・トレランスによる人種差別的な適用は1964年公民権法に違反していることが証明されている」。

「私は、重大な振る舞いをした生徒に対する停学処分や退学処分が認められそれが必要な場合があることを承知している。しかし、重大でない行為あるいはごくあり得る行為については適切で均衡がとれた措置で扱われなければならないことも承知している。そのような措置には、学校の指導者、教員、学校配置の警察官を含むその他の職

員に対する教室の管理、児童心理学、文化的認識能力、紛争解決に関する職能開発、生徒が自己の行いの結果に対する責任を負う修復的司法の実践、生徒がフラストレーションやもめ事に対処する対人関係スキルを身につける社会的情緒的学習を学校のカリキュラムの中に含めること、行動規範に違反し教室から排除する必要がある生徒への学習の機会を継続しながら質の高い代替的教育環境を提供すること、生徒が支援を必要としている兆候を最初に示すことなしに重大な非違行為に走ることは稀であることから問題が起こった後に生徒をただ処罰するのではなく、生徒のニーズに対応した社会的・健康的・心理的サービスを提供することで問題行動の発生を予防することが可能でありそのようなサービスを提供すること、が含まれる」。

「建設的に振る舞うことができる生徒の発達を促すことよりも処罰を強調するこれまでのゼロ・トレランスの懲戒方針は機能していない。このような懲戒方針は私たちの学校をいっそう不公正なものにしている。私たちは今、この過ちから学ばなければならない時機に直面している」。

また、全米で300万人の幼児教育から大学教育の教員等が加盟する最大の職能団体である全米教育協会（The National Education Association、NEA）のデニス・ヴァン・ローケル委員長も同様の見解を表明している。¹⁴⁾

「学校から刑務所へのパイプラインに生徒を送る現象を惹起させ悪影響のある懲戒処分の人種的不均衡をなくす取り組みが広がっている。心身共にもっとも傷つきやすい非常に多くの生徒が暴力を伴わない軽微な振る舞いをしたことを理由に教室から排除されている。このような懲戒は、生徒たちを学業の失敗とドロップ・アウトに追いやる重大な危険にさらし、生徒をきわめて頻繁に学校から刑務所へのパイプラインに不必要にも送っている」。

「私たち教職員の非常に多くは、生徒の発達上のニーズに対応するのに必要な支援と諸資源を欠いている」。

そしてローケル委員長は、組合員に対し生徒の懲戒問題に対処するためその効果が証明されている修復的司法の実践に取り組むよう呼びかけ、そのための高度な職能開発の研修用の教材を推奨している。委員長によれば、修復的司法のプログラムセットは修復的司法に関する理解とその実践が学校コミュニティの構築と建設的な紛争解決によって安全な学習環境を創造できるよう教員たちがより理解を深める助けになることが期待されている。¹⁵⁾

以上のように、2大教育専門職団体は厳罰的なゼロ・トレランスに代えて修復的司法の実践に取り組む方針に転換した。¹⁶⁾ ただその一方で、教員たちの中には生徒の問題行動への対処法について支援が不十分であるとしてNEAの方針変更に抗議する動きがロス・アンジェルス、ミネアポリス、フィラデルフィアの地方組織で見られる。¹⁷⁾ その中で、フィラデルフィア教員組合（Philadelphia Federation of Teachers）はオバマ政権のゼロ・トレランス方針の見直し政策を受けた学区の新しい懲戒方針に対し公式的に反対の態度を打ち出した。生徒の問題行動は貧困、教育財源、教員の能力、懲戒方法

の問題から生じていることから、生徒に対する懲戒・排除処分を禁止するだけでは解決策にはならないというのが反対する教員たちの弁明である。¹⁸⁾

第3節 2016年大統領選とゼロ・トレランスをめぐる争点

2016年の大統領選挙ではゼロ・トレランスの問題が取り上げられ、民主党綱領委員会会議（platform committee meeting）では、「私たちは有色人種と障害を負った生徒に不均衡に影響を与える懲戒方針に反対し、教育・学習環境の改善を支援し生徒と教職員が平和的に敬意を持って争いを解決する修復的司法の実践を支援し、学校から刑務所へのパイプラインをなくそう。私たちは、学校文化を改善しあらゆる種類のいじめと闘おう」とする綱領文案が議論されている。¹⁹⁾ UPI（United Press International）によれば、選挙戦中ヒラリー・クリントン民主党候補が教育改革の課題の中でもっとも明確にしている争点は、多くの都心部における学校から刑務所へのパイプラインの一扫である。AFTとNEAの支持を受けオバマ政権のゼロ・トレランスの見直し政策を継承するクリントン候補は、アフリカ系とラテノ系の生徒や障害生徒を処罰する学校の刑罰化の状況を厳しく批判している。ゼロ・トレランス方針に頼る学校文化を変えるために停学処分と生徒の逮捕率が高い学区が支援職員を雇用することができる教育予算として2000億ドルの支出を提案している。この財源は、学校環境支援チームとして個々の学校が重い懲戒処分の対象となる問題が起こらないよう教室での懲戒方法を改善するために教員と連携して職務を行う支援職員を雇用することができる財源として見込まれている。それはまた、学区レベルで停学処分や逮捕ではなく、生徒を教室に留め置くことを重視する新しい懲戒方針を策定するのに役立つことが見込まれている。この提案はまた、生徒の懲戒問題を処理するために学校リソース職員（警察官）に頼る学区が生徒の懲戒問題を扱う研修を十分受けていない警察官ではなく、カウンセラーと教育経験がある専門職員を増員することを可能にする提案とされている。²⁰⁾

一方、ロナルド・トランプ共和党候補はサイトやキャンペーンでゼロ・トレランスあるいは学校から刑務所へのパイプラインの問題についてはとくに言及していない。²¹⁾ 2016年11月トランプ候補が勝利し、2017年1月大統領に就任した。教育省長官には学校選択制やチャーター・スクールの推進団体代表のベッツィ・デボス氏が就任した。AFTとNEAは同氏の就任に反対する見解を表明していた。²²⁾ デボス新教育省長官はオバマ政権時のゼロ・トレランス方針の見直し政策から生徒の自己責任を追及する厳罰主義を維持する政策に転換していくことが予想される。

第4節 ゼロ・トレランスと国連の議論

アメリカ合衆国のゼロ・トレランスの問題は国連でも議論されている。国連のアフリカ系市民の人権問題を調査するワーキンググループは、ワシントンDC、ジャクソン市、シカゴ市、ニューヨーク市を訪問し、刑事司法、住宅、教育の各領域における人種差別

の問題に取り組む専門家と支援団体からヒアリングを行っている。ワーキンググループは、2016年1月国連が開催した専門家会議でアフリカ系市民に対する警察官の発砲事件に象徴される過剰な取り締りの問題に関する情報収集を踏まえ、生徒懲戒の問題について次のように否定的な状況認識を示している。²³⁾

「・私たちは、全米で学校に警察官が配置され軽微な非違行為で生徒が逮捕されている情報を得ている。警察官は学校で生徒を拘束し、身体検査をし、逮捕する権限を持っていること、学校の安全を確保するためにゼロ・トレランスと高圧的な取り締まりは人種的推定によりアフリカ系生徒に対する過度な刑罰化とハラスメントの結果を生じさせていること、アフリカ系生徒は白人生徒に比べて厳罰処分を受ける可能性が高いこと、このような現象は残念ながら『学校から刑務所へのパイプライン』と称されていること。

・ゼロ・トレランス方針を定めている州法は、人種的偏見に基づき適用されており、多数の若いアフリカ系生徒が犯罪を犯す誘因である背景事情に取り組みされることなく、またコミュニティをより安全にする保障なしに生徒は収容施設に留置されており、効果的な更生指導サービスも提供されていないこと。

・また、軽微な非違行為を理由に貧困な境遇にある生徒に過重な処分が科され、こうした厳罰はとりわけ年齢が若い生徒に与える影響が懸念されていること」。

その上で、ワーキンググループは以下の通り勧告している。

「・学校安全の施策を改め学校における警察活動は中止すべきであること。

・学校での生徒の拘束と隔離は禁止すべきであり、メンタル・ヘルスの問題を抱えている生徒に対して早期にカウンセリングが行われ、自閉症、注意欠陥その他の障害を抱えている生徒は特別に配慮され保護されなければならないこと。

・連邦政府は公正な生徒懲戒の方針に関するガイドラインを策定し、その適用においては人権に関する国際的基準を遵守すること、懲戒処分の対象にする禁止行為の数を減らし学校の学習環境を改善するために生徒の振る舞いへの積極的な介入及び支援と修復的司法の実践に取り組まなければならないこと。

・アメリカ合衆国の教育省はゼロ・トレランスがアフリカ系生徒に及ぼす甚大な影響について検証すべきであること、ゼロ・トレランスによって教育機関から排除されている生徒を復学させることにとくに重点を置いて研究する特別プロジェクトを立ち上げるべきであること」。

第2章 「校則に合わせる教育」と市民性効果

第1節 ゼロ・トレランスの文化と「校則に合わせる教育」

ジルーは民主主義の価値と生徒の市民性を育む学校教育の意義について指摘している。「民主主義は市民が自発的であり自己判断し自立していなければまったく機能しない。

これは、生徒が制度改革や政策決定に限らず日常生活に影響を与える政策形成に参加し決定するのに欠かせない重要な判断と選択を行う時に絶対必要な要素である。そこで、教育は生徒が単に統治される方法だけではなく統治する方法についても学ぶための基礎を提供するという点で民主主義の土台である²⁴⁾。しかし、いわゆる容赦のないアメリカ社会を背景にした容赦のないゼロ・トレランスは生徒の批判的で自律的な思考能力の発達と市民としての成長を妨げているとし、「青少年、公教育、批判的思考に対する現代の戦いは、何よりも批判的教育と民主主義を可能にする諸条件に対する攻撃である」²⁵⁾、「学校は、若者を学識が豊かで社会に批判的に参加する市民に育てる機関としての公的な使命を剥ぎ取られ(ている)」²⁶⁾、と非難する。また、クリストファー・G. ロビンズは、ジルーらの言説を考察しながら、「ゼロ・トレランスは公立学校における民主主義の可能性、生徒の権利、教員の自主性を徐々に蝕む複雑で危険な現象である」としつつ、ゼロ・トレランスの問題は学校と青少年の問題だけでなく、新自由主義の下での生活様式を合理化し(ゼロ・トレランスで生徒が自己責任として学習の公共空間から排除される等)、有意義な民主的社会的諸関係の可能性を損ねる民主主義の問題でもある、と指摘する。²⁷⁾

ところで、ウィリアム・ライアンズらは「ゼロ・トレランスの文化」(zero tolerance culture)は多くの教員、親、学校管理職が生徒たちの問題を解決する取り組み、すなわち少なくとも対話的な協議(negotiation)、交渉、妥協の可能性のある文化を必要とする取り組みの土台を侵食しているとする。そして、ゼロ・トレランスの文化は問題の解決と紛争の管理を促す指導者を増やすのではなく、民主主義に代えて懲戒処分を、対話的な協議の代わりに監視を、教育の代わりに法執行をそれぞれ選択し、国民として私達が直面する問題を悪化させもつとも恵まれていないコミュニティを人種的に不均衡に犠牲にする事態を助長していると言う。²⁸⁾ライアンズらのこうした議論に依拠しつつ、カプチックはアメリカ合衆国の南西部と中東部の2州の高校4校のゼロ・トレランスの調査研究を踏まえつつ、ゼロ・トレランスは生徒が民主主義の実践を体験する機会を奪い、民主主義を担う能動的な市民として成長する可能性を阻むことになるであろうと批判し、ゼロ・トレランスの文化は「校則に合わせる教育」(teaching to the rules)と非常に類似しているとする。

カプチックは、学校が生徒に学力標準テストに準備させるためにカリキュラムを用意する教育を「テストに合わせる教育」(teaching to the test)と呼び、その類推で生徒の問題行動等を解決し生徒の振る舞いを正すためではなく生徒にただ校則に従うことだけを教える教育を校則に合わせる教育と呼ぶ。²⁹⁾校則に合わせる教育は、学校の構成員による民主的な対話を通じた取り組みを浸食し生徒たちの問題を解決する土台のありようを壊す。なぜなら生徒たちの問題の解決にはゼロ・トレランスの手法とは正反対のアプローチである協力と対話的な協議を必要とするからである。カプチックによれば、全米で厳格な処罰と厳しい安全施策が広まっていることは生徒の問題行動への対策が現

在の学校が直面する最優先課題であることを示しており、こうした中で校則のありようがより中心的な課題になっていることは驚くべきことではない。しかし、今日の処罰方針と安全施策は校則に合わせる教育を強める可能性がある」と批判する。³⁰⁾

第2節 「校則に合わせる教育」と非民主的學校風土の醸成

カップチックはトーマス・J. キャットローとの共著論文「生徒懲戒の力関係と新自由主義の時代」で、コロンバイン高校銃乱射事件のような事件に対してカウンセリングの充実、学校への教育財源の大幅な充当、生徒の学習問題の重視、学校の統治への生徒の民主的な参加の奨励等の戦略と異なり、学校における暴力を防止するために生徒を学校から排除し処罰を強化する施策にかなり限定的に集中していることが注目されるが、これは基本的に非民主的な取り組みであると指摘する。³¹⁾ そこで、カップチックは校則に合わせる教育は非民主的な学校風土 (school climate)³²⁾ を醸成するとして次のような問題を挙げている。

第1に、校則への固執と学校の権威の維持である。³³⁾ 例えば、「学校の管理職は生徒が不品行に走った問題より校則に重点を置き、生徒を校則に従わせる理由としてただ学校の権威装置を示し処分する可能性について話す」³⁴⁾、「学校は生徒懲戒の処分手続きと実体を混同している。学校が校則に合わせて教育する時、生徒の実際の振る舞いを正すためではなく学校がその存在の基礎にしている校則それ自体と権力関係の堅持を目的に校則を強制しようとしている」、³⁵⁾ と指摘する。また、次のようにも言う。「学校は生徒の問題行動の結果がどうであれ、生徒懲戒の処分手続きの重要性を教える。教育に合わせる教育は生徒に対して学校の権力とその権威を発動し強化する一つの手段である」。³⁶⁾

すなわち、校則に合わせる教育では学校の権力と権威を誇示することを主眼とし、学校は校則の内容と処分理由について説明責任を果たそうとしない。もっともその背景には、教員が学校に配置された警察官による威圧的な権限行使に対して従属的關係に余儀なく置かれ学校の権威が失墜しているという問題の構図がある。³⁷⁾

第2に、校則自体の自己目的化と生徒の意見表明権の否定である。カップチックは述べる。「校則に合わせる教育の重要な特徴の一つは、校則を守らせることがより重要であり生徒が実際に起こした問題については何も取り組まれないことである」³⁸⁾、「生徒を校則に従わせようとする時、教員は生徒に対する処分を避ける必要や校則の目的や校則を守らなければならない理由については何も触れない。親が自分に従わせるために子どもにもとて『私が親だから』と話すように、学校の管理職は学校の権威と校則に違反した場合の結果を引き合いに出すだけで校則と処分を正当化しがちである」³⁹⁾、「学校が校則と学校の権威を最優先する時、生徒が自分たちが起こした問題をどう認識していたかはほとんど問題にされない。生徒が校則を破ったかどうかということだけが問題にされる。その結果、学校は生徒が校則に対して抱く不公正さや校則を破った理由につい

て話そうとする時生徒の意見を聴くことはめったにない」。⁴⁰⁾

第3に、生徒個人の結果責任の追及と支援・予防策の欠落である。カクプッチは言う。「生徒の声を聴くことは生徒のニーズについて多く学ぶことに役立つ重要である。懲戒権者が生徒の声に耳を傾けるならば、生徒がより良い行いを選択するよう支援する機会にすることができるであろう。問題を抱えた生徒を支援したり生徒に適切な助言をすることができるであろう。また、懲戒処分に当たるとされる事案から、学校がどの教員が教室で生徒の管理の仕方について支援を必要としているのか、どの生徒の違反行為が問題の悪化につながるのかについてもっと知ることができる。生徒の苦情、弁明、説明には学校や生徒に役立つ情報が含まれているが、これらの情報はたいてい顧慮されることはない。起こした問題行動についての生徒の言い分や説明に対してではなく校則違反という結果だけが注目されてこのような機会は失われる」。⁴¹⁾

指摘されるように、生徒懲戒の過程は生徒が犯した過ちから学び再発防止と更生を図るための原因究明と生徒への支援策を探る場である。あるいは、学校・教員にとっては懲戒処分を科す生徒に対する指導・管理法を検証できる好機でもある。しかし、ゼロ・トレランスによって生徒と学校・教員等の関係当事者が共同して「失敗」から学ぶ機会はなくなる。⁴²⁾

第4に、非民主的な生徒懲戒と問題行動の再生産的・悪循環的效果である。カプチックは述べる。「実際問題として、学校の安全施策と処罰はきわめて反民主的である可能性を有している。懲戒権者は生徒の意見に耳を傾けたり生徒のニーズや将来の見通しについてほとんど考慮しない」。⁴³⁾「懲戒過程では生徒や家族の意見を聴かない。懲戒過程に生徒たちが参加することが認められない。こうした学校の対応は学校は生徒に対して懲戒過程に生徒が民主的に参加することには関心がないという強力な教訓を伝える」⁴⁴⁾。その上で、カプチックは言う。「学校で起こる犯罪を減らすための最善の方策は生徒が校則と懲戒処分が公正であると受けとめる認識を高めることである」。⁴⁵⁾ 同様に、デレック・W・ブラックは教育的な配慮を欠く硬直的な校則に合わせる教育が懲戒・排除処分を受ける生徒のみならず一般生徒も学校の権威に対し不信感を募らせることを危惧する。すなわち、懲戒処分が厳しくかつ過度になるに従って処分を受けない他のすべての生徒は処分を専断的で不公正であると認識しその結果学校・教員に対する憤慨、反発、不安、失望を含む何らかの多くの否定的な反応を示すであろうと指摘する。⁴⁶⁾ こうして、生徒たちが厳格な懲戒方針に対して反発する中で学校の環境がますます無秩序な状態になり、生徒は不公正な校則に逆らう意思を示しがちである。⁴⁷⁾ ここには、問題行動は生徒個人が選択する結果ではあるが、同時に学校教育の体制と環境との相関関係ないしは負の連鎖をみることができる。⁴⁸⁾ また、こうした憂慮される学校環境によって教員の欠勤、離職、異動等の事態にも発展している。⁴⁹⁾

第3節 生徒の市民性効果と校則コンプライアンス

カクプッチは、学校教育における民主主義の価値と生徒の市民性の発達を重視する視点からゼロ・トレランスを批判し、それに代わる懲戒の過程と手法として修復的司法の実践を意義づける。そこで提起されている主な論点を考察する。

第1に、ゼロ・トレランスによる生徒の無力化とその社会化効果についてである。すなわち、「厳格なゼロ・トレランスと警察官の配置と嚴重な安全施策がもたらす潜在的な影響は生徒が権威ある当局との関わり方をいかに形成するかという点できわめて重要であり、今日の生徒懲戒は危険であるという教訓を示す可能性がある。その一つの教訓は、生徒が学校の権威に異議申し立てすることなく現存の権力関係が無批判に受け容れることである」⁵⁰⁾、「生徒懲戒や安全施策で生徒が『無力の存在』(powerlessness)へと社会化され何をするにも無力で権威に従うことを学ぶようになる。それによって、将来選挙の投票率と政治的抗議行動、町の集会・学校の会議・PTAの会議等の地方政治への参加の低下等の市民としての統治参加に著しい影響を与えるであろう」⁵¹⁾、「生徒を受け身的な市民にし市民生活で積極的に参加させないようにする仕方で疎外することから学校が民主的でなく権力的な方法で運営されることによる影響が危惧される」⁵²⁾、「---生徒は学校の権威を受け容れ校則に無批判に従うことに社会化されるので民主的な規範と対立する市民性についての一つの見本を学ぶ」⁵³⁾と述べる。

また、カプチックは「学校で処分される生徒はドロップ・アウト、逮捕、収監、失業等のいくつかの否定的な結果に陥る危険がある。しかし、生徒たちがこうしたことから市民性に関する教訓として何を学び、校則と処分は生徒を将来の大人の役割をいかに社会化するのかについて研究が行われていない---(ことは)---重要な怠慢である」⁵⁴⁾と問題提起しつつ、1994年～2009年に3度行われた全米青少年・成人幸福度長期調査(National Longitudinal Survey of Adolescent to Adult Health)のデータに依拠し、ゼロ・トレランスで停学処分を受けた経験のある生徒はそうでない生徒と比較して選挙で投票しなかったり選挙権名簿に登録しなかったりコミュニティでボランティア活動に参加しない傾向がみられるとし、停学処分は将来の政治的無関心(political apathy)を引き起こすことにつながるであろうと悲観視している。⁵⁵⁾限られたデータに基づく見解ではあるが、カプチックによれば生徒懲戒の過程が適正で民主的であることが生徒が学校で民主主義を肯定的に体験し市民として民主主義を担うのに相応しい能力と市民性が育まれることが示唆されている。

第2に、生徒の意見表明権と懲戒手続きの適正性の保障についてである。カプチックは述べる。「学校は生徒が公正に扱われることを保障するために学校がすべきことを生徒に伝えるべきであり、生徒は懲戒を受ける場で自分たちの権利を知るべきである。---そうすることが生徒が学校の権威が専断的で強制的ではなく合法的であると受けとめる助けとなるであろう」⁵⁶⁾、「学校が生徒たちに民主的な参加を試す機会を用意し、生徒の意見を聴き参加を奨励することによって生徒の取り組みに答える時に、生徒はそ

のような民主的な行動を繰り返すことを習得する。他方、生徒が学校での処遇の仕方について意見を表明することを妨げられたり、学校で民主的で対話的な協議が奨励されないならば、生徒たちは無気力で無関心な大人に育っていくであろう。⁵⁷⁾「校則に合わせる教育は多くの生徒が直面しているもっとも重要で被害を受ける問題の一つであるいじめを増やす可能性が高い。…学校が生徒が生徒の間の関係で模倣する独断的で権力支配的な振る舞いの一つの手本を示すことになり生徒の間でいじめを引き起こす危険な要因である」⁵⁸⁾、「学校の教職員が生徒の問題行動に対する向き合い方として何よりももっとも基本的な改革は生徒の声にもっと注意深く耳を傾けることであり、そのためには学校の懲戒権者は生徒の意見を傾聴するスキルを改善することであり、そのことによって生徒の問題行動により良く関与することで直接的には問題を解決し、間接的には学校の権威の公正性と合法性に対する生徒の認識を改善しひいては問題行動を減らすことができる」。⁵⁹⁾

カプチックによれば、生徒懲戒の過程で生徒に意見表明の機会を保障する手続きの適正性が学校の道徳的・教育的権威を高め、そしてそれに対する生徒の信頼が生徒の市民性を肯定的に育みひいては安全な学校秩序の維持にも建設的な効果をもたらすのである。⁶⁰⁾

第3に、修復的司法の実践による学校の権威の確保についてである。カプチックは「生徒をより民主的で将来無気力の市民に社会化させない仕方で処罰することは可能である」としつつ⁶¹⁾、ゼロ・トレランスに代わる修復的司法の実践で問題行動や停学処分⁶²⁾の減少等で「成功している学校」が注目されるニューヨーク市の取り組みを評価する。その実践では懲戒処分を科す余地は残されているが、加害生徒が学校コミュニティと個々の被害生徒にどのように被害を与えたかを理解することを求める。修復的司法では加害生徒が犯した過ちに責任を負い学校コミュニティの価値のある構成員として処遇される。通常ではほとんど議論や問題を解決しようとすることなくただ生徒を自宅に送る停学処分の場合は、当該生徒は学校コミュニティの重要な構成員として処遇されることはない。加害生徒は排除する必要がある問題児として扱われるために、こうした生徒の中には少なくともこのようなメッセージを学習し内面化させることで将来の否定的な振る舞いを選ぶことを許すことになるのである。⁶²⁾ 成果を挙げているニューヨーク市の学校の修復的司法の実践については別稿で紹介・考察しているが⁶³⁾、修復的司法の理論と実践的成果を論じた主要文献を総評する研究レビューでは、修復的司法の実践についてはなお追究すべき課題があるとしながらも、学校の政策決定だけでなく生徒懲戒の手続きでとくに生徒に発言権を認めることが学校の懲戒権限に対し生徒が合法的で適正であると受けとめる認識と生徒の自立する力（empowering）を高め、こうした学校の合法的な秩序が生徒のコンプライアンス意識を高めることにつながるという理由から修復的司法の実践を学校の風土・文化と安全の問題に対する有望なアプローチであると評価している。そして、生徒と教職員が権力的な関係ではなく支援的で修復的な関係の中で生徒の学校コミュニティ意識が強まり、能動的な学校参加・社会参加につながる効果に

結びつくと論じている。⁶⁴⁾

おわりに

本稿では、ゼロ・トレランスを追究する論者の言説を補いつつ、学校教育の民主主義をテーマに据えて考察した。ゼロ・トレランスの研究については、連邦・州レベルの歴史・政策・調査データ・判例等を扱う文献・資料が多数公刊されている。また、修復的司法の実践に教育的可能性と学校における安全の創造さらには民主主義の価値を探る研究や施策も少なくない。その一方では、政権交代によってゼロ・トレランス方針への揺り戻しの動きが懸念される。以下、今後の課題にも触れて本稿のまとめとする。

第1に、学校教育における民主主義の実践と生徒の市民性の発達という課題からすれば、校則の正統性と関わって校則を担う生徒の当事者性と主体性の可否が議論されなければならない。例えばゼロ・トレランスの代替策として修復的司法の実践に取り組むニューヨーク市教育局はニューヨーク州法に基づき校則あるいは生徒懲戒のあり方を見直す過程に関係当事者として生徒の意見を表明し参加する権利を制度上保障している。⁶⁵⁾ 校則と生徒懲戒が学校の専決的な権限でなく、生徒の権利を保障することで校則と生徒懲戒の正統性を担保しようとしているのである。

第2に、ゼロ・トレランスに代わる修復的司法の実践については、学校・教員にはそれに相応しい力量形成が必要とされる。本稿で紹介したように修復的司法の実践に積極的に取り組もうとしている教育専門職団体は生徒の振る舞いに対処する管理方法、生徒懲戒と紛争解決に関わる職能開発のための研修等の条件整備を求めている。しかし、教育予算の削減を目論むトランプ政権はそのための財源確保には容易に応じることはないであろう。

第3に、トランプ大統領が大統領選挙選中に行った人種的・宗教的・性的差別発言を契機に深刻に顕在化しているアメリカ社会の不寛容な「分断」は、ゼロ・トレランスによる人種的不均衡の「分断」に通底する問題である。オバマ政権下で見直されたゼロ・トレランス方針がトランプ政権で復活し生徒間の「分断」を解消する施策が後退することが懸念される。そして、非民主的な学校風土の改革と関係修復的な取り組みに対する財政的・人的支援よりはむしろ生徒の処罰・排除処分の強化と学校選択制によって生徒間の「分断」と学校間の安全・安心格差がより悪化していくであろうことが危惧される。

⁶⁶⁾ 第4に、2001年に制定された落ちこぼれ防止法(NCLB)によるテスト政策とゼロ・トレランスの厳罰方針が一体となり、社会的にまた学習面でニーズを抱えた生徒が過剰に処分の対象にされ学力格差と懲戒処分格差が不可分的に裏表の現象を呈している。⁶⁷⁾ したがって、生徒の学力格差問題に取り組む上で懲戒処分の人種間格差に取り組むことが差し迫って必要とされるのである。

いずれにしても、トランプ政権の今後の政策展開や州あるいは学区・学校の各コミュニティにおける取り組み状況を注視していくことにしたい。

【注】

- 1) 拙稿として、「学校暴力と厳罰主義—アメリカのゼロ・トレランスの批判的検討」『大東文化大学紀要〈社会科学〉』第41号、2003年3月、155頁以下、「ゼロ・トレランスは生徒の問題行動の抑制と規範意識の向上をもたらすか」『高校生活指導』192号、2012年春季号、76-84頁、「〈抄訳〉生徒の尊厳が尊重される学校安全—学校の過剰警察化への代替的施策」『大東文化大学紀要〈社会科学〉』第50号、2012年3月、165頁以下、「アメリカ合衆国における『学校から刑務所へのパイプライン』とゼロ・トレランスの代替的施策」『大東文化大学紀要〈社会科学〉』第52号、2014年3月、35頁以下、「ゼロ・トレランスから支援的・予防的な生徒懲戒へ」『クレスコ』2016年9月、16-19頁。
- 2) ラッセル・J. スキバらは「学校から刑務所へのパイプライン」(school-to-prison pipeline)を、「生徒の学校での学習の成就の見込みを低下させとくに少年司法に関与する多様な否定的な生涯の結果をもたらす、たいていは生徒懲戒に焦点を当てた方針と実践」を指す用語として捉えている、Russel J. Skiba, Mariella I. Arredondo, and Natasha T. Williams, In and of Itself a Risk Factor: Exclusionary Discipline and the School-to-Prison Pipeline, Edited by Kennet, J. Faching-Varner, Lori Latrice Martin, Rolard W. Mitchell, Karen P. Bennet-Haron, and Arash Daneshzadeh, Foreword by Bettinal L. Love, Understanding, Dismantling, and Disrupting the Prison-to-School Pipeline, 111 (Lexington Books 2017).
- 3) Christopher A. Mallett, The School-To-Prison Pipeline: A Comprehensive Assessment, 20, 24 (Springer Publishing Company 2015).
- 4) National Center for Education Statistics, Indicator 20: Safety and Security Measures Taken by Public Schools (Last Updated: May 2016); National Center for Education Statistics, Digest of Education Statistics 2015 tables and Figures.
- 5) U.S. Department of Education Office for Civil Rights, Civil Rights Data Collections Data Snapshot: School Discipline, Issue Brief No.1 (March 2014). アメリカ心理学会は生徒懲戒における人種的不均衡・差別の理由や背景にアフリカ系の生徒を暴力的で無秩序である等とみなす文化・人種的偏見や否定的な生徒観、生徒の振る舞いに対する指導・管理方法の問題を挙げている、American Psychological Association Zero Tolerance Task Force, Are Zero Tolerance Policies Effective in the Schools?: An Evidentiary Review and Recommendations, 58-61 (Adopted by APA Council of Representatives August 9, 2006). エミリー・ブルーメンタルはアメリカ心理学会の調査結果に依拠しつつ、アフリカ系生徒が白人生徒より処分が多い事例では、無礼な振る舞い、過度な騒音、脅し、徘徊等の校則違反行為に対して教員らの主観的裁量で左右される処分が多く、他方白人生徒の場合は喫煙、損壊行為、無許可の退室、猥褻な言葉遣い等の客観的に証明可能な行為を理由にした処分が多いことを指摘し、こうしたダブル・スタンダード的な懲戒処分が科される理由として、教員の文化・人種的偏見や否定的な生徒観、生徒の振る舞いに対する指導・管理方法の問題が挙げられている。また、障害児教育法(1997年制定)では障害の症状が示す振る舞いと判断される違反行為を理由に生徒は処分されてはならないと定めているにもかかわらず(20 U.S.C. 1415 (k))、障害生徒が暴力を振るわず他者に傷害を与えていない場合あるいは他の生徒の振る舞いと比べて客観的にみて異なる点がない場合でも生徒構成比的に一般生徒に比べて過剰に処分を受けている。その理由として、学校・教員の生徒の障害に対する評価・認識能力の不足が挙げられ問題視されている、Emily Bloomenthal, Inadequate Discipline:

Challenging Zero Tolerance Politics As Violating State Constitution Education Clauses, 35 N.Y.U. Rev. L. & Soc. Change, 313-314 (2011). さらに、LGBTの生徒に対する冷淡な学校風土の下これらの生徒を教室から排除する等の過度な懲戒的措置が問題になっている、Mallett, *supra* note 3, at 45, 93.

- 6) Russell J. Skiba and Daniel J. Losen, From Reaction to Prevention : Turning Page on School Discipline, *American Educator* Vol.39 No.4,5, 11 (Winter 2015-2016). デイビット・シムソンはゼロ・トレランスで学校から処分・排除される生徒が被る学習・心理・経済の諸々のコストについて考察する中で、「社会的代償 (social costs) は社会における生産的な構成員になるために必要な技能を身につけることなく懲戒処分を受けた青少年が失う生産性と共に混み合った刑務所を運営する莫大なコストから生じる」と論じている、David Simson, Exclusion, Punishment, Racism and Our Schools : A Critical Race Theory Perspective on School Discipline, 61 *UCLA L. Rev.* 506, 521-522 (2014). ジュリアン・スタインバーグも「学校からドロップ・アウトする生徒は平均的な高校の卒業生より非常に低給料であり政府機関への納税で貢献しないし、福祉や社会プログラムを通常政府に依存することから州の経済的負担になる。同時に、生徒がドロップ・アウトすることで刑事事件で受刑する可能性が高くなりそれは同時に州・地方政府の経済的負担を多くする。したがって、もし修復的司法が生徒がドロップ・アウトし社会の負担が増えることを防ぐことができれば、生徒懲戒プログラムの実施に要するコストを相殺することができるだろう」、「修復的司法の実践はこうして学校安全の問題を改善するだけでなく州・地方政府の将来の財政負担を軽減することができる」と述べ、ゼロ・トレランスと修復的司法を経済的効率性の視点から議論している、Jullian Steinberg, *Off the Street : Toward Restorative Justice Programs in School Disciplinary Settings*, *The Loyora University Chicago Children and Education Institute Forum* Vol. 2013, 11-13.
- 7) Henry A. Giroux, *Politics After Hope : Obama and Crisis of Youth, Race, and Democracy*, 138 (Paradigm 2010).
- 8) Henry A. Giroux, *Youth in a Suspect Society : Democracy or Society*, 19. (Palgrave Macmillan 2009).
- 9) *Ibid.*, at 73. ブルーメンタルも、生徒が校則違反で少年司法機関に送致される事件の多くは危険な行為や人に脅威を与える行為ではなく学校がただ若い生徒の違反行為に寛容でなくなっているにすぎないこと、学校での暴力の発生率は1990年代半ばから後半にかけて減少しているがそれは社会全体の少年の暴力と犯罪の減少傾向の単なる一部にすぎず学校のゼロ・トレランスの適用のせいではないこと、を指摘している、Bloomenthal, *supra* note 5, at 307-308.
- 10) Skiba and Losen, *supra* note 6, at 4, 11.
- 11) Thalia Gonzalez, *Keeping Kids in Schools ; Restorative Justice, Punitive Discipline, and the School to Prison Pipeline*, 41 *J. L. & Edu.*, 261 (2012).
- 12) 拙稿「アメリカ合衆国のゼロ・トレランスの見直し政策—生徒の学力保障と修復的司法の実践」『人間と教育』85号、2015年3月、20頁以下。
- 13) Randi Weingaraten, *Moving Past Punishment Toward Support*, *American Educator* Vol. 39 No. 4, 1 (winter 2015-2016) .
- 14) National Education Association, *NEA and Partners Ramping Up Efforts to End School Discipline Disparities* news release, March 20, 2014.
- 15) *Id.*
- 16) Skiba and Losen, *supra* note 6, at 9.
- 17) Derek W. Black, *National Education Association adopts school discipline policy*

- statement, From the Square NYC Press Blog, July 7, 2016.
- 18) Dereck W. Black, *Ending Zero Tolerance : The Crisis of Absolute School Discipline*, 87-88 (New York University Press 2016). ケリー・A. ロビンソンらは生徒の学校での暴力に対するゼロ・トレランスについて、「学校暴力は発達した国々と発展途上諸国双方において広がっている状況がある。しかし、学校暴力の認識と現れ方にはそれに影響を与える文化的要因と国々の違いがある」、「とくにアメリカ合衆国、英国、カナダで学校暴力に対してゼロ・トレランスのアプローチを取り入れている学校もある。---しかし、この戦略は暴力の背景にあるより根深い社会的問題を覆う一時しのぎの (band-aid) アプローチであるとして批判されている。---学校当局は、暴力の根本的な原因や学校における構造的暴力 (systematic violence) が果たす役割を問題にしないし、そしてこのことが生徒の暴力を存続させている」と指摘する、Kerry H. Robinson, Sue Satmarsh and Chistyn Davies, *Introduction : The Case for Rethinking School Violence*, Edited by Sue Satmarsh, Kerry H. Robinson and Chistyn Davies, *Rethinking School Violence : Theory, Gender, Context*, 6, 11 (Palgrave Macmillan 2012).
 - 19) Democratic Convention, *Wall Street Journal*, July 28, 2016.
 - 20) Eric Duval, *On the issues : Hillary Clinton, Donald Trump Urge more school funding, differ on use*, UPI top news, Sep. 21, 2016.
 - 21) Auditi Guha, *Presidential Candidate's Approaches to School-to-Prison Pipeline Fall Short, Advocates Say*, *Rewire*, Nov. 4, 2016 ; Emma Brown, *What U.S. public education might look like with a Clinton or Trump Presidency*, *The Washington Post*, October 13, 2016.
 - 22) *The Leadership Conference on Civil and Human Rights*, *Besty Devos is the Wrong Choice to Lead a Civil Rights Agency or American Public Education*, January 9, 2017 ; *Feminist Newswir*, *Senate Holds Confirmation Hearing for Betsy Devos*, *Feminist Majority Foundation Feminist Daily Newswire*, Jan. 18, 2017. なお、チャータースクールの小中学校の生徒懲戒の実態調査結果が2016年3月初めて公表されたが、公立学校の場合に比べてより人種的不均衡の問題が指摘されている。障害生徒に対する懲戒処分も過剰に適用されているケースがあり、在学している障害生徒の50パーセント以上の生徒に対して停学処分を科している学校が少なくないことが報告されている、*The Center for Civil Rights Remedies at The Civil Rights Project*, *Charter Schools, Civil Rights and School Discipline A Comprehensive Review*, 6 (March 2016).
 - 23) *Statement to the media by the United Nations' Working Group of Experts on People of African Descent, on the conclusion of its official visit to USA, 19-29 January 2016*, *United Nations Human Rights office of the High Commission*のサイト参照。
 - 24) Henry A. Giroux, *America's Education Deficit and the War on Youth*, 129 (Monthly Review Press 2013).
 - 25) Id..
 - 26) Henry A. Giroux, *Terrorizing Students : The Criminalization of Children in the US Police State* Truth-out. Org, November 11, 2015.
 - 27) Christopher G. Robbins, *Expelling Hope : The Assault on Youth and The Militarization of Schooling*, 19, 42-46 (Suny 2008). なお、ロビンズの指摘の () 内は筆者の意識による補訂である。
 - 28) Wiliam Lyons and Julie Drew, *Punishing Schools : Fear and Citizenship in American Public Education*, 10 (The University of Michigan 2006).
 - 29) Aaron Kupchik, *Homeroom Security : School Discipline in an Age of Fear*, 118 (New

- York University Press 2010).
- 30) Id., at 142-143.
 - 31) Aaron Kupchik and Thomas J. Catlaw, *The Dynamics of School Discipline in a Neoliberal Era*, Edited by Grenn W. Muschert, Stuart Henry, Nicole L. Bracy & Anthony A. Peguro, *Responding to School Violence ; Confronting the Columbine Effect*, 53-54 (Rienner 2014).
 - 32) 学校風土 (school climate) は、スキバらの概念整理によれば、教育コミュニティが認識する安全、情緒的・社会経済的安寧を含む環境とこれらの環境要因が生徒の学習に与える影響の仕方を指す概念である。例えば、本論でも触れているゼロ・トレランスの否定的影響に関する記述とも重なるが、スキバらは学校風土に関する肯定的認識は生徒の学習成績の向上につながり危険で暴力的な振る舞いや問題行動に関与する可能性が低くなることと関連していること、学校の排除的な生徒懲戒処分の適用が学校風土に関する否定的認識と関連していることが確認されている調査等を挙げている、Skiba, Arredondo, and Williams, *supra* note 2, at 118. また、体罰の行使と生徒の暴力や問題行動との関連についても指摘されている、David R. Dupper & Amy E. Montgomery Dingus, *Corporal Punishment in U. S. Public Schools : A Continuing Challenge for School Social Workers*, *Children & Schools* Vol. 30 No. 4, 243, 245-246 (October 2008).
 - 33) Kupchik, *supra* note 29, at 118.
 - 34) Id., at 124.
 - 35) Id., at 126.
 - 36) Id..
 - 37) Aaron Kupchik, *The Real School Safety Problem : The Long-Term Consequences of Harsh School Punishment*, 93 (University of California Press 2016). 拙稿「アメリカにおける学校の警察化と法執行としての教育」愛敬浩二他編『現代立憲主義の認識と実践 浦田賢治先生古希記念論文集』日本評論社、2005年、182頁。なお、カップチックは同書で、学校安全の本当の問題は学校に手がつけられない生徒が多く生徒懲戒が寛大過ぎて警察官が少ないのではなく、生徒たちが自分たちの問題を解決するよう促したり生徒を適切に支援するのではなく学校の安全施策と生徒懲戒があまりにも懲罰的で厳格で警察官と停学・退学処分に過度に頼っていることである、と結論づけている、at 118.
 - 38) Kupchik, *supra* note 29, at 118.
 - 39) Id., at 125.
 - 40) Id., at 129.
 - 41) Id., at 135.
 - 42) Id..
 - 43) Kupchik, *supra* note 37, at 92-93.
 - 44) Id., at 94.
 - 45) Id., at 4.
 - 46) Dereck W. Black, *Ending Zero Tolerance ; The Crisis of Absolute School Discipline*, 182 (New York University Press 2016).
 - 47) Id., at 183.
 - 48) Id., at 180.
 - 49) Id., at 183.
 - 50) Kupchik, *supra* note 29, at 38.
 - 51) Id..
 - 52) Kupchik, *supra* note 37, at 100.

- 53) Kupchik, *supra* note 29, at 118.
- 54) *Id.*, at 92.
- 55) *Id.*, at 97.
- 56) Kupchik, *supra* note 29, at 203.
- 57) Kupchik, *supra* note 37, at 95.
- 58) Kupchik, *supra* note 29, at 148. カプチックは、学校の不公正で厳しすぎる生徒懲戒は生徒に対するいじめと捉える必要があり、また生徒の問題行動や犯罪を予防する学校の厳格な取り組みが生徒間のいじめを実際に助長する可能性がある」と指摘する、Kupchik, *supra* note 37, at 80.
- 59) Kupchik, *supra* note 29, at 208, 211.
- 60) *Id.*, at 135, 203.
- 61) Kupchik, *supra* note 37, at 100.
- 62) *Id.*.
- 63) 拙稿「ニューヨーク市生徒懲戒方針の改革—ゼロ・トレランスから支援的・予防的生徒懲戒へ—」『大東文化大学紀要〈社会科学〉』第55号、2017年3月、5頁以下。
- 64) Trevor Fronius, Hannah Persson, Sarah Guckenbug, Nancy Hurley, Anthony Petrosino, *Restorative Justice in U. S. Schools : A Research Review*, 6, 26-27 (February 2016). 批判的人種理論の視点からゼロ・トレランスを論じるシムソンは、対話と意見表明を通じた修復的司法の実践に生徒が感受する教員による疎外感や人種的偏見が検証される可能性を認めている、Simson, *supra* note 6, at 557-559.
- 65) 拙稿・前掲 (63)、5-6頁。
- 66) ゼロ・トレランスでアフリカ系の生徒が人種的に不均衡に多く処分され刑務所に収監されている理由や背景について、奴隷制や人種隔離政策等のアメリカ合衆国の長い歴史を無視することができない、Anita Wadhawa, *Restorative Justice in Urban Schools : Disrupting the School-to-Prison Pipeline*, 17 (Routledge 2016). なお、1954年の学校の人種分離を違憲と断じた連邦最高裁ブラウン判決や1964年の公民権法の制定以降学校の人種的統合が行われていくが、学区によっては教育の質と学校秩序の維持を理由にした白人層の抵抗もありアフリカ系の生徒を隔離する手段として生徒懲戒が利用された（例、ヴァージニア州アレクサンドリア学区）、Black, *supra* note 46, at 32-34. トーリン・D・トグは生徒懲戒における人種的不公平を「有色人種の子どもたちにとって21世紀における『分離すれども平等』の措置の復活である」と指摘している、Torin D. Togut, *The Gestalt of the School-to-Prison Pipeline : The Duality of Overrepresentation of Minorities in Special Education and Racial Disparity in School Discipline on Minorities*, *The American University Journal of Gender, Social Policy and the Law* Vol. 20 Issue 1, 163, 180 (2011).
- 67) Edited by Daniel J. Losen *Closing the School Discipline Gap : Equitable Remedies for Excessive Exclusion*, 1 (Teachers College Press 2015) ; Anne Gregory, Russel J. Skiba, and Pedro A. Noguera, *The Achievement Gap and the Discipline Gap : Two Sides of the Same Coin?*, *Educational Researcher* Vol. 39 No.1, 59-68 (January/February 2010).

(2017年3月22日受理)